

日本農林規格等に関する法律施行令第二条第二項の畜産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件 新旧対照表

○日本農林規格等に関する法律施行令第二条第二項の畜産物等に係る主務大臣が定める基準等（令和４年９月２８日財務省・農林水産省告示第３２号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第２条第２項各号列記以外の部分並びに同項第２号イ及びロの主務大臣が定める基準は、次のとおりとする。 １ 家畜の種類は、有機畜産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０８号。以下「有機畜産物規格」という。）<u>３.２に規定する家畜又は３.３に規定する家きんに該当するものであること。</u> ２ 飼養及び生産の方法についての基準は、次のいずれかに該当すること。 （１） 有機畜産物規格<u>簡条５</u>の基準に適合していること。 （２） （略） 二 令第２条第２項第１号ロの主務大臣が定める場合及び主務大臣が定める期間は、次のいずれかとする。 １ 主務大臣が定める場合は、次の表の<u>左欄</u>に掲げる場合とし、主務大臣が定める期間は、それぞれ同表の<u>右欄</u>に掲げる期間であること。 （表略） ２ （略） 三 令第２条第２項第１号ロの主務大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 １ 有機農産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０５号）<u>簡条５</u>の基準に適合していること。 ２ （略） 四 令第２条第２項第１号ハ（（２）以外の部分に限る。）の畜産物に係る主務大臣が定める基準は、次のとおりとする。 １ 家畜の種類は、有機畜産物規格<u>３.２に規定する家畜に該当するものであること。</u> ２ 飼養及び生産の方法についての基準は、次のいずれかに該当することとする。 （１） 乳であって、有機畜産物規格<u>簡条５</u>の基準に適合していること。 （２） （略） 五 令第２条第２項第１号ハ（２）及びニの主務大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 １ 有機飼料の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０７号）<u>簡条５</u>の基準又は有機加工食品の日本農林規格（令和４年９月１日財務省・農林水産省告示第１８号）<u>簡条５</u>の基準に適合していること。 ２ （略）	一 日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第２条第２項各号列記以外の部分並びに同項第２号イ及びロの主務大臣が定める基準は、次のとおりとする。 １ 家畜の種類は、有機畜産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０８号。以下「有機畜産物規格」という。）<u>第３条の表家畜又は家きんの項の定義</u>に該当するものであること。 ２ 飼養及び生産の方法についての基準は、次のいずれかに該当すること。 （１） 有機畜産物規格<u>第４条の表各項</u>の基準に適合していること。 （２） （略） 二 令第２条第２項第１号ロの主務大臣が定める場合及び主務大臣が定める期間は、次のいずれかとする。 １ 主務大臣が定める場合は、次の表の<u>上欄</u>に掲げる場合とし、主務大臣が定める期間は、それぞれ同表の<u>下欄</u>に掲げる期間であること。 （表略） ２ （略） 三 令第２条第２項第１号ロの主務大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 １ 有機農産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０５号）<u>第４条の表各項</u>の基準に適合していること。 ２ （略） 四 令第２条第２項第１号ハ（（２）以外の部分に限る。）の畜産物に係る主務大臣が定める基準は、次のとおりとする。 １ 家畜の種類は、有機畜産物規格第３条の表家畜<u>の項の定義</u>に該当するものであること。 ２ 飼養及び生産の方法についての基準は、次のいずれかに該当することとする。 （１） 乳であって、有機畜産物規格<u>第４条の表各項</u>の基準に適合していること。 （２） （略） 五 令第２条第２項第１号ハ（２）及びニの主務大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 １ 有機飼料の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０７号）<u>第４条の表各項</u>の基準又は有機加工食品の日本農林規格（令和４年９月１日財務省・農林水産省告示第１８号）<u>第４条の表各項</u>の基準に適合していること。 ２ （略）